

【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】 各 1.5 点×20 題 30 点 (15 分)

次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄にマークしなさい。

1. EPA を活用することにより、輸入時の関税コストを下げる事が可能となる。
2. EPA (Economic Partnership Agreement) とは、自由貿易協定のことであり、物品貿易に関することについてのみ定めたものである。
3. 複数国間の広域の EPA のことをメガ EPA という。
4. 原産地規則 (Rules of Origin) とは、ある産品が EPA 特恵税率を適用できる締約国の原産品であることを判断するための基準 (ルール) のことであり、全ての EPA で同一の基準が用いられている。
5. HS コードは 6 桁までが世界共通であり、日本は更に 3 桁の細分番号を付加している。
6. HS コードの改訂はおおよそ 10 年毎に行われている。
7. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) は 2022 年に発効したが、日本では未発効である。
8. 原産地基準のひとつである完全生産品は「PE」と表記される。
9. TPP11(CPTPP)はアジア太平洋諸国を含む 11 か国で締結された EPA であり、米国も加盟している。
10. 英国は日 EU・EPA 発効時には EU に加盟していたため、EU を脱退した 2022 年 6 月現在も、日 EU・EPA の適用を受けている。
11. 関税分類変更基準とは、産品の価値の上昇をもって実質的な変更とみなす基準である。
12. 日 EU・EPA の原産地基準では、救済規定としてデミニマスを用いることができる。
13. 日米貿易協定では、PSR に関税分類変更基準を採用している。
14. 日本が締結する EPA には、原産地証明制度において特定輸出者による自己証明制度を採用するものもある。
15. 日本が締結した全ての二国間の EPA では、第三者証明制度を採用している。

16. 日 EU・EPA において、産品がセットである場合、セットに含まれる全ての産品が原産地規則を満たすことを要求されるが、セットに含まれる非原産品の価額の合計が50%以下であれば、当該セットは原産品と認められる。
17. 付加価値基準の救済規定として、ロールアップ、トレーシングがある。
18. EPA では事前教示制度について定めるものがあるが、教示内容はそれぞれの EPA ごとに異なる。
19. 日英 EPA では拡張累積制度が採用されている。
20. 日本における原産品であることを証明する根拠書類の保管期間は、輸出者は4年間、輸入者は3年間である。

【 問題 2 / 選択式 】 各 2.25 点×20 題 45 点 (20 分)

次の記述について、①～⑫の ( ) 内に示した語句のうち正しいものを選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

1. ① (A. 完全生産品 B. 原産材料のみから生産される産品) は WO と表記される。
2. PSR (Product Specific Rules) は② (A. 積送基準 B. 品目別基準) のことである。
3. 繊維製品で採用される加工工程基準の 2 工程ルールは③ (A. ヤーンフォワード B. ファブリックフォワード) に相当する。
4. CTC とは関税分類変更基準における④ (A. 総称 B. 類 (2 桁番号) 変更ルール) のことである。
5. HS コード 7202.31 のダイヤモンド原石 (非原産品) を加工し、HS コード 7202.39 の装飾用ダイヤモンドへ変更したとき、HS コード 7202.39 の PSR が⑤ (A. CTH B. CTSH) である場合には原産性が認められる。
6. 日米貿易協定において、米国側実施区分「F」は、関税の⑥ (A. 即時半減 B. 即時撤廃) を意味する。
7. 日 EU・EPA において、「発効時従価税のみ即時撤廃 (従量税維持)」を意味する実施区分は⑦ (A. EU10 B. Entry Price ) である。
8. 日 EU・EPA を利用して、「4 年目」に関税が撤廃される産品を日本に輸入する場合、関税が撤廃されるのは⑧ (A. 2021 年 4 月 1 日 B. 2022 年 4 月 1 日) である。
9. TPP11 の日本側譲許表の実施区分欄に「B3」と記載されている場合、関税が撤廃されるのは⑨ (A. 2020 年 4 月 1 日 B. 2021 年 4 月 1 日) である。
10. TPP11 において、実施区分「EIF」は⑩ (A. 関税の即時撤廃 B. 従価税のみ即時撤廃 (従量税維持)) を意味する。
11. TPP11 では発効の日 (2018 年 12 月 30 日) をもって 1 年目と数え、その後は毎年、⑪ (A. 1 月 1 日 B. 12 月 30 日) に関税が削減されるが、日本は 4 月 1 日とされている。
12. TPP11 の発効により、日本との関係で初めて EPA が発効する国はカナダと⑫ (A. 中国 B. ニュージーランド) である。

13. RCEPの発効により、日本との関係で初めてEPAが発効する国は韓国と⑬(A. 中国 B. インド)である。
14. 原産地基準に基づく原産性の判断に際して、累積という考え方が用いられることがあるが、⑭(A. 日EU・EPA B. 日米貿易協定)では累積規定につき協定文に明記されていない。
15. 部分累積は、⑮(A. モノの累積 B. 生産行為の累積)のことである。
16. 原産地手続における検認は⑯(A. 後日必ず行われる B. 必ずしも行われるとは限らない)。
17. 近年日本で発効したEPAは自己申告制度(自己証明制度)を原産地手続として採用するものが多いが、⑰(A. 日EU・EPA B. RCEP)では自己申告制度(自己証明制度)の利用は段階的に認められるものとされている。
18. 日本で発効済みのEPAのうち、自己申告制度(自己証明制度)のみを採用しているものは⑱(A. TPP11(CPTPP) B. 日スイス・EPA)である。
19. 日本で初めて発効したEPAで採用された原産地手続は⑲(A. 第三者証明制度 B. 自己証明制度)である。
20. 日本では認定輸出者自己証明制度における認定輸出者を、⑳(A. 税関 B. 経済産業大臣)が認定する。

【 問題 3 / 語群選択式 】 各 3 点×10 題 30 点 (10 分)

次の文章の①～⑩の ( ) 内に入る最も適切な語句を下記の語群より選び、その記号をマークしなさい。

1. 日本を取り巻く EPA を巡る状況は大きく動いている。日本を含め太平洋諸国の間で TPP11 (CPTPP) が ( ① ) に発効した。( ② ) には日 EU・EPA が発効となり、2020 年 1 月には ( ③ ) が発効し、さらには RCEP が ( ④ ) に発効した。このように、多国間の、あるいは大型の EPA が目白押しに発効し、日本はメガ EPA 時代に突入した。
2. 日 EU・EPA では、以下の輸送方法の場合は、原産性は維持されているとみなす基準があり、この基準を ( ⑤ ) という。
  - (ア) EPA を結んでいる輸出国から輸入国へ ( ⑥ ) されること。
  - (イ) 積替えまたは一時蔵置のために第三国を経由する場合は、( ⑦ ) を加えていないこと、かつ第三国 ( ⑧ ) の管理下にあること。( ⑦ ) を加えていない作業の例として積替え、( ⑨ )、( ⑩ ) などがある。

<語群>

(a) ラベリング・マーキング	(m) 空輸
(b) 化学反応	(n) 2018 年 12 月
(c) 蒸留	(o) 2019 年 2 月
(d) 混合及び調合	(p) 2020 年 1 月
(e) 貨物の分割	(q) 2021 年 1 月
(f) 調理	(r) 2022 年 1 月
(g) 日中貿易協定	(s) 税関
(h) 日米貿易協定	(t) 経済産業大臣
(i) 日韓貿易協定	(u) 積送基準
(j) 小さな付加価値	(v) 運送ルール
(k) 実質的な加工	(w) 運搬規則
(l) 直送	(x) 一般的な修正

**【 問題 4 / 選択式 】 各 3 点×15 題 45 点 (15 分)**

次の各問いについて選択肢から答えを 1 つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

1. EPA にいう、「完全累積制度」を説明したものは次のうちどれか。
  - A) 完全累積制度とは、いわゆる「モノの累積」のみを認める制度である。
  - B) 完全累積制度とは、いわゆる「生産行為の累積」のみを認める制度である。
  - C) 完全累積制度とは、モノと生産行為の両方の累積を認める制度である。
  
2. 次の EPA のうち、原産地手続を、経済産業大臣が指定した日本商工会議所が原産地証明書を発給する制度（第三者証明制度）のみに限定して採用しているものはどれか。
  - A) 日 ASEAN・EPA
  - B) 日英 EPA
  - C) 日 EU・EPA
  
3. 次の EPA のうち、原産地手続において認定輸出者自己証明制度を採用していないものはどれか。
  - A) 日メキシコ EPA
  - B) 日英 EPA
  - C) RCEP
  
4. 次の原産地手続のうち、日米貿易協定で採用されているものはどれか。
  - A) 自己申告制度
  - B) 認定輸出者自己証明制度
  - C) 第三者証明制度
  
5. 日本で初めて発効した EPA は次のうちどれか。
  - A) マレーシア
  - B) ベトナム
  - C) シンガポール

※ 設問 6～8 は以下の繊維製品（産品甲、産品乙及び産品丙）の製作過程に関する表を見て答えなさい。

加工工程等	産品甲	産品乙	産品丙
原料（綿）の原産国	米国	米国	米国
紡績を行った国	米国	米国	米国
製織を行った国	日本	イタリア	英国
裁断・縫製を行った国	日本	日本	日本

※いずれの産品も日本から輸出するものとする

6. 日 EU・EPA を利用して EU へ輸出することができる産品は次のうちどれか。

※いずれの産品も、日 EU・EPA における PSR は 2 工程ルールとし、累積を前提とする

- A) 産品甲、産品乙及び産品丙
- B) 産品甲及び産品乙
- C) 産品甲のみ

7. 日英 EPA を利用して英国へ輸出することができる産品は次のうちどれか。

※いずれの産品も、日英 EPA における PSR は 2 工程ルールとし、累積を前提とする

- A) 産品甲、産品乙及び産品丙
- B) 産品甲及び産品乙
- C) 産品甲のみ

8. 産品甲について、原料となる糸を輸入する際に適用を検討すべき EPA は次のうちどれか。

- A) RCEP
- B) TPP11
- C) 日米貿易協定

※ 設問 9～11 は以下の繊維製品（産品丁）の製作過程に関する表を見て答えなさい。

産品丁の	紡績を行った国	製織を行った国	裁断・縫製を行った国
作業工程	カンボジア	ベトナム	日本

9. 産品丁を日本からメキシコに輸出する場合、適用を検討すべき EPA は次のうちどれか。  
※産品丁の PSR はいずれの EPA においても 2 工程ルール(ファブリックフォワード)が採用されているものとする

- A) TPP11
- B) RCEP
- C) 日 ASEAN・EPA

10. RCEP を利用して産品丁を日本から輸出できない国は次のうちどれか。

- A) 英国
- B) 韓国
- C) 中国

11. 次の記述のうち、正しいものはどれか。

※産品丁の PSR はいずれの EPA においても 3 工程ルール(ヤーンフォワード)が採用されているものとし、累積規定の適用を前提とする

- A) 産品丁を日本から韓国に輸出する場合、RCEP 税率を適用することができる。
- B) 産品丁を日本からカナダに輸出する場合、日 ASEAN・EPA 協定税率を適用することができる。
- C) 産品丁を日本から米国に輸出する場合、TPP11 税率を適用することができる。

※ 設問 12～15 は以下の枠内の記述を読んで問いに答えなさい。

日本で生産した製品 A を日 EU・EPA の税率を使ってフランスに輸出しようとしている。  
内訳は以下のとおりである。付加価値基準で原産性を判断したい。

製品 A の PSR : 付加価値基準 (RVC : 55%以上 もしくは Max NOM : 50%以下)

部品 E の PSR : 付加価値基準 (RVC : 55%以上 もしくは Max NOM : 50%以下)

・ 製品 A の輸出価額

FOB 価額 : 480 万円

EXW 価額 : 470 万円

・ 製品 A の費用の内訳

・ ドイツから輸入した部品 B (完全生産品) : 140 万円

・ マレーシアから輸入した部品 C (完全生産品) : 100 万円

・ 台湾から輸入した部品 D (完全生産品) : 90 万円

・ 日本で生産した部品 E : 120 万円

【部品 E の内訳】

・ 中国から輸入した原料 (完全生産品) : 70 万円

・ 国産の材料 (完全生産品) : 30 万円

・ 国内付加価値 : 20 万円

・ 国内付加価値 : 20 万円

12. 次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A) RVC 方式は控除方式による計算方法である。
- B) RVC を計算する際の製品の価額ベースは DAP 価額である。
- C) Max NOM を計算する際の製品の価額ベースは DAP 価額である。

13. 次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A) 部品 E の VNM の値は 200,000 である。
- B) 部品 E の VNM の値は 300,000 である。
- C) 部品 E の VNM の値は 700,000 である。

14. 次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A) 部品 E は日本原産と認められ、ロールアップの規定を用いることにより、製品 A の VNM 値を減らすことができる。
- B) 部品 E は日本原産と認められ、トレーシングの規定を用いることにより、製品 A の VNM 値を減らすことができる。
- C) 部品 E は日本原産と認められないが、トレーシングの規定を用いることにより、製品 A の VNM 値を減らすことができる。

15. 製品 A の原産性判断について次の記述のうち、正しいものはどれか。

※なお、累積規定を適用するものとする

- A) 部品 E に「トレーシング」を適用した場合であっても、RVC 方式及び Max NOM 方式で製品 A の原産性が認められない。
- B) 部品 E に「トレーシング」を適用した場合、Max NOM 方式では原産性が認められないが、RVC 方式では原産性が認められる。
- C) 部品 E に「トレーシング」を適用した場合、RVC 方式では原産性が認められないが、Max NOM 方式では原産性が認められる。